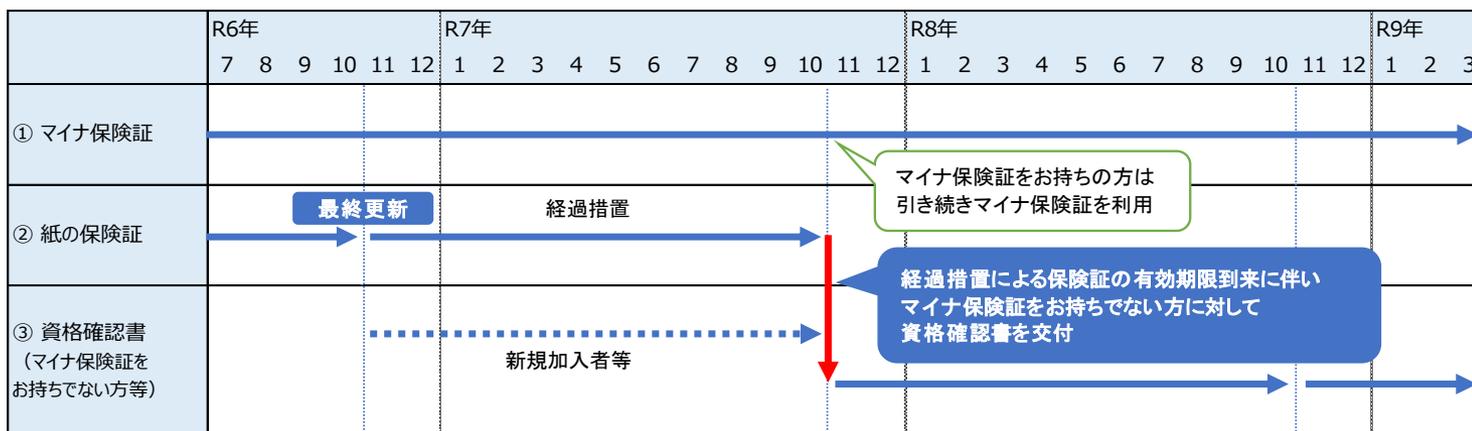


5 大阪市の取組について

(1) マイナ保険証の利用状況

- 令和6年12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、**マイナ保険証を基本とする仕組みに移行**
- 経過措置として、それまでに交付された保険証は最長1年間有効（本市国保は**令和7年10月31日まで**（府内統一基準））
期限切れの保険証を持参した方等については、**令和8年3月末まで暫定的に対応**
- 本市国保では、経過措置の保険証の有効期限が経過したことから**11月分の利用率が大幅に上昇**したが、利用登録率は全国に比べて低い状況 → **引き続きマイナ保険証の利用促進に取り組む。**



○ マイナ保険証の利用状況

	利用登録率	利用率
全国（全保険制度）	71.4%	39.2%
大阪市国保	56.7%	42.9%

（利用登録率：令和7年11月末現在、利用率：同年11月分）

経過措置の保険証の有効期限（令和7年10月末）が経過したことから、本市国保の利用率が前月（32.5%）から大幅に上昇

マイナ保険証のメリット

- ◆ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ◆ 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される
- ◆ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される など

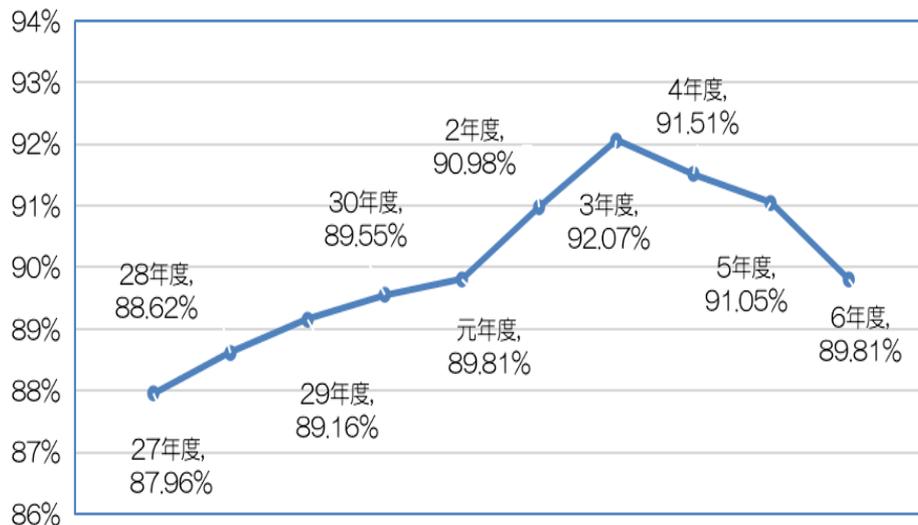
マイナ保険証の利用登録の方法やメリットなどについて、

- ◆ ホームページ・国保パンフレット・各区広報紙に掲載
- ◆ 被保険者への送付物にリーフレットを同封
- ◆ SNSやデジタルサイネージなどのツールを活用した情報発信 など

様々な機会を活用して、周知・広報を図る

(2) 保険料収納率の推移

本市収納率の年度推移（現年賦課分）



	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標	88.60%	88.80%	89.00%	89.30%	89.68%	90.02%	90.46%	91.52%	92.80%	91.48%	91.15%
実績	87.96%	88.62%	89.16%	89.55%	89.81%	90.98%	92.07%	91.51%	91.05%	89.81%	-

●目標収納率

令和7年度は大阪府が定める**91.15%**（標準収納率）を目標収納率として設定し、取組を進めているところであり、引き続き、目標達成に向け取組を徹底する。

令和8年度目標も、大阪府が定める標準収納率（**90.17%**）を基本とし、本市の状況（未収金残高等）を踏まえて設定する。

＜参考＞ 令和6年度 大阪府内平均収納率（現年賦課分）93.95%

(3) 保険料収納率向上に向けた取組

各区の独自取組に対して、福祉局が様々なバックアップを行うなど連携を図ることで効果的、効率的な収納対策を推進する。

各区の地域特性に応じた取組

○初期未納者に対する取組

- ・督促状の送付による自主納付の促進
- ・窓口対応時等あらゆる機会を捉えた納付相談
- ・口座振替勧奨の徹底

○長期滞納者に対する取組

- ・財産調査に基づく差押え可能財産の把握による納付交渉の強化
- ・催告書や差押予告の送付による自主納付の促進
- ・差押の実施

○資格等適正化

- ・他保険加入等資格喪失世帯の調査
- ・送付文書返戻世帯の居住確認調査

等

福祉局における取組

○コールセンター業務（民間事業者委託）

- ・初期未納者に対する納付督促

○市債権回収対策室

- ・財産調査の集約化による効率的な財産把握の実施
- ・給与差押等滞納処分の推進

○弁護士資格を有する職員及び国保収納業務の経験を有する職員によるサポート

- ・法令知識面でのバックアップ
- ・助言や直接指導によるスキルアップ

等

●令和8年度以降の取組強化

- ・デジタル技術を活用した収納対策の強化や納付環境の整備をめざす。

(4) 医療給付費の適正化に向けた取組

○ 請求された医療費の適正化事業

- ・ レセプト（診療報酬明細書）点検事業
- ・ 療養費支給申請書点検事業（柔道整復施術等に係る療養費）
- ・ 海外療養費、海外出産における出産育児一時金の点検

○ 被保険者に対する適正受診啓発事業

- ・ 医療費通知（年6回実施）
- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及、啓発
差額通知の発送（年3回実施）
後発医薬品希望カードの配布や大阪市ホームページ等による広報の実施
⇒ 令和7年10月審査分実績：使用割合87.3%（参考：国及び本市の目標値80.0%）
- ・ 重複・頻回受診者、重複・多剤服薬者健康教育啓発
健康啓発用リーフレットの送付 及び 保健師・薬剤師等による保健指導を一体的に実施
- ・ お薬手帳の周知

(5) 特定健康診査・特定保健指導・その他の保健事業

○ 特定健康診査

生活習慣病の予防のため、40歳以上を対象に無料で実施
 【個別健診】大阪府内約4,300か所の医療機関
 【集団健診】市内24区の保健福祉センター・小学校等

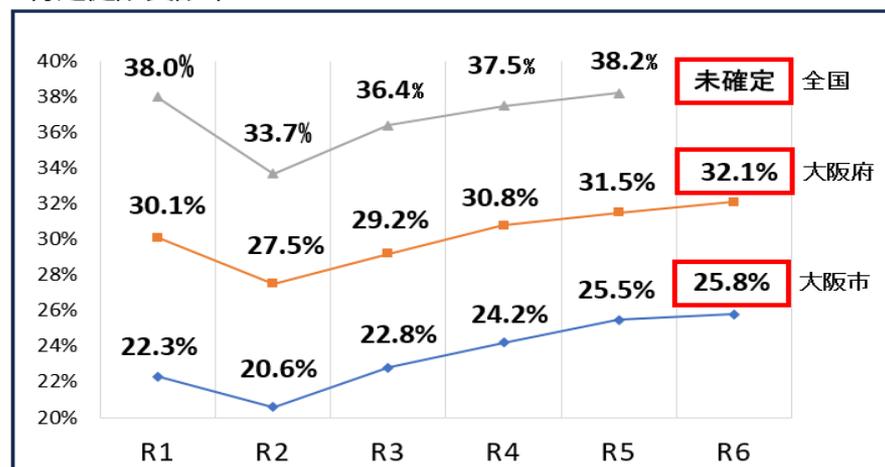
○ 受診率向上に向けた取組〈令和7年度〉

- ・ 個別通知（受診券等）を全対象者へ送付（4月末）
- ・ 未受診者全員へのはがき・SMSによる受診勧奨通知（年3回）
- ・ 医師会と連携したかかりつけ医からの受診勧奨事業を実施
- ・ 健診受診者へ特典が付与されるスマホアプリ「アスマイル」を活用したインセンティブ付与（大阪府の付与するポイントに上乗せし、市独自ポイント1,000円相当分を付与）
- ・ 集団健診における、がん検診との同時実施や休日の実施
- ・ 区広報紙・地域での回覧やポスター掲示、区役所窓口等での受診勧奨など、区役所と連携した受診啓発の強化

○ 特定保健指導

特定健康診査の結果を基に、生活習慣病の発症リスクが高い方に、医師・保健師・管理栄養士等による、生活習慣を見直すためのアドバイスを無料で実施

<特定健診受診率>



○ 国保人間ドック（令和7年度に無料対象年齢を拡充）

特定健診の必須項目にがん検診などを追加し、被保険者の疾病の早期発見、早期治療を目的とした各種検査を実施
 自己負担額：30歳代：14,000円、40～74歳：10,000円
 40・45・50・55・60・65歳：無料

○ 国保プラス健診（令和7年度新規事業）

特定健診の必須項目に胸部X線、心電図、貧血、視力、聴力などの検査を追加し、被保険者のニーズに応えるとともに、若年層の健診受診を促進するために実施
 自己負担額：18歳～74歳 1,800円

○ 糖尿病性腎症重症化予防事業

前年度特定健康診査受診者のうち、糖尿病性腎症（糖尿病の合併症の一つ、進行すると人工透析が必要となる）の重症化の恐れがあるにも関わらず治療をしていない方に対し、医療機関への受診勧奨及び、6か月間の個別プログラムによる保健指導を無料で実施